

八丈町人と猫との共生に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、八丈島が国立公園区域という地域特性を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び自然公園法（昭和32年法律第161号）の趣旨に基づき、飼い猫の適正な飼養及び飼い主のいない猫の適正な管理に関する基本的事項を定めることにより、島の豊かな自然環境及び生態系の保全、快適な生活環境の保持及び猫の命の尊重と動物福祉の向上を図り、もって人と猫とが調和して共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 猫の所有者又は占有者（所有者がいる猫の占有者に限る。）をいう。
- (2) 飼い猫 飼い主がいる猫をいう。
- (3) 終生飼養 法第7条第4項に規定する終生飼養をいう。
- (4) 販売業者 法第10条第1項の規定による第1種動物取扱業の登録を受けた者のうち、猫の販売を業として営む者をいう。
- (5) 町民等 町内に居住し、若しくは滞在する者又はこれらの者が組織する団体をいう。
- (6) 獣医師等 獣医師及びその組織する法人をいう。

（町の責務）

第3条 町は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 猫の適正な取扱いについて広く普及啓発を行うこと。
- (2) 町民等が行う飼い主のいない猫の不妊去勢手術に対する支援を行うよう努めること。
- (3) 飼い猫がみだりに繁殖して猫に適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがある事例を早期に把握し、当該飼い猫の所有者に対し、不妊去勢手術等の措置を適切に実施するために必要な指導及び助言を行うよう努めること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策を実施すること。

（飼い主の責務）

第4条 飼い主は、その飼い猫を適正に飼養することにより、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷

惑を及ぼすことがないよう努めなければならない。

- 2 飼い主は、その所有する猫の終生飼養に努めるとともに、これを飼養できなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。
- 3 飼い主は、その所有する猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 飼い主は、その所有する猫がその所有者等の管理する場所以外においてふんを排せつした場合には、当該ふんをその場所から除去する等適正に処理すること。
 - (2) 飼い主は、その所有する猫がみだりに繁殖することを防止するため、不妊去勢手術その他の措置を講じること。
- 4 飼い主は、その所有する猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするため、当該猫に幼齢、老齢、疾病その他の特別な事情がある場合を除き、名札の装着その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 飼い主は、その所有する猫の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障を防止するため、当該猫を屋内で飼養するよう努めなければならない。
- 6 飼い主は、大規模災害の発生を想定し、その所有する猫に係る避難先の確認及び確保を行うとともに、日頃から災害発生時に必要な物資の備蓄、ケージによる飼養の習慣化等に努めなければならない。

(販売業者の責務)

第5条 販売業者は、猫の販売を行うに当たっては、その購入者に対し、その適正な飼養の方法及び終生飼養について、必要な説明を行わなければならない。

- 2 販売業者は、購入者の猫の飼養に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。
- 3 販売業者は、その販売の用に供する猫が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことがないように、当該猫を適正に飼養しなければならない。

(町民等の役割)

第6条 町民等は、猫が苦手な者がいることに配慮するとともに、飼い主のいない猫の適正な管理の重要性について理解するよう努めるものとする。

- 2 町民等は、飼い主のいない猫に対して給餌等を行う場合は、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。
 - (1) 当該給餌等により餌の散乱その他の生活環境の保全上の支障が生じない

よう留意すること。

- (2) 当該猫が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。

(飼い主のいない猫に反復して給餌等を行う者の遵守事項)

第7条 飼い主のいない猫に対し、継続的に又は反復して給餌等（所有者の許可を受けて行うものを除く。次項において同じ。）を行おうとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、猫を屋内で飼養する場合は、この限りでない。

- (1) 生殖することができない猫、又は不妊去勢手術を受けた猫にのみ給餌等を行うこと。

- (2) 次に掲げる方法により給餌等を行うこと。

ア 時間を定めて行うこと。

イ 実施後は、飼及び水を速やかに回収すること。

ウ 給餌等に起因して給餌等に係る場所を汚さないこと。

- (3) 給餌等を行う際に、猫の排せつのための施設又は設備を設置するとともに、排せつ物を速やかに当該施設又は設備から除去し、適正に処理すること。

2 飼い主のいない猫に対し、継続的に又は反復して給餌等を行おうとする者は、あらかじめ、給餌等を行おうとする場所の周辺住民に対し、前項各号に掲げる事項等の実施内容について説明するよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、猫を捕獲しようとする場合については、適用しない。

(勧告)

第8条 町長は、前2条の規定に違反して周辺の住民の生活環境に支障が生じていると認めるときは、当該支障を生じさせている者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第9条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を講じなかったときは、その者に対し、当該違反行為を中止するよう命ずることができる。

(獣医師等の役割)

第10条 獣医師等は、町、飼い主、販売業者及び町民等がその責務又は役割を果たすために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相互の協力)

第11条 町、飼い主、販売業者、町民等及び獣医師等は、相互に、その責務又は役割を理解するとともに、第1条の目的の達成に向けて協力するよう努めるものとする。

(推進体制の確立)

第12条 町は、第3条第1項各号に掲げる責務を踏まえて実施する施策及び前条の規定による相互の協力を効果的に推進する体制を確立するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第13条 町は、第1条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 年 月 日から施行する。